

第3章 保健・医療の充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）

◇ 現状と課題

市では、市民の健康の保持増進のため、生涯を通し、障がいの原因となりうる疾病の早期発見、早期治療及び早期療育に努めています。

妊娠期における飲酒、喫煙、薬物などによる胎児への悪影響や規則正しい生活習慣の相談や啓発などを行うとともに、母子保健事業の充実など疾病や障がいの早期発見と早期療育に向けて、引き続き一層の推進が求められます。

また、生活習慣病などの疾病が誘因となって障がいをもつ人が増加していることから、成人の特定健康診査、各種がん検診などの各種保健事業による生活習慣病の早期発見、早期治療や若いうちから生活習慣に気を付け、生活習慣病を予防する取り組みが重要です。

さらに、こころの健康、うつ病をはじめとする精神疾患などが関係した自殺予防に対する相談・支援体制の推進が必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がいの原因となる疾病等の予防のために、若い世代からの生活習慣病予防と市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む意識の醸成を図り、健康づくりを推進します。

●目標1：母子保健の充実（健康推進G）

妊産婦、新生児、乳幼児に対する保健指導や健診等を通して、継続した子育て支援に努めます。

●目標2：成人及び老人保健の充実（健康推進G、国民健康保険G）

生活習慣病を予防するため、健康情報の提供を行うとともに、特定健康診査や各種がん検診等の保健事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図ります。

●目標3：健康づくり事業の推進（健康推進G）

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康で元気に生活できる期間である「健康寿命」を延ばすことを目指し、子どもから高齢者まであらゆるライフステージにおいて健康づくりを推進するため、「第2期健康のぼりべつ21」に基づく健康づくり事業を実施します。

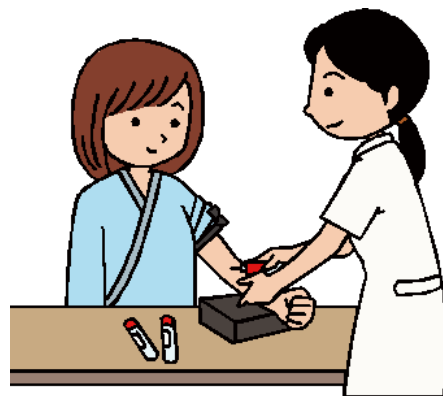
●目標4：精神保健事業の周知及び利用の促進（障害福祉G、健康推進G）

うつ病や自殺予防に関する知識の普及啓発を推進し、メンタルヘルス対策に努めます。

◇ 施策の確保のための方策

（1）疾病等の予防及び早期発見

特定健康診査や各種がん検診の受診率向上と保健指導の充実に努め、「第2期健康のぼりべつ21」に基づく健康診査や健康づくり事業の推進に努めます。



2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）

◇ 現状と課題

障がいを早期に発見し、適切な治療等を行うことは、障がいの軽減や重度化を防ぐことにつながります。

そのためには、妊産婦、乳幼児から高齢者まで定期的に健康診査を受けることが大切です。

乳幼児においては、心身の障がいや疾病を早期発見するとともに健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査の受診勧奨と事後指導の充実に努めています。

また、健診等で障がいが発見された場合は、関係機関と連携を図りながら適切な療育に結び付けています。

生活習慣病の予防では、正しい食生活や適度な運動等を取り入れた生活習慣が大切であり、健康管理の啓発活動を推進するとともに、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、早期発見、早期治療に結び付けることが大切です。

◆ 施策の基本的方向

障がいや疾病の早期発見、早期治療のため、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、事後指導の充実に努めます。

●目標1：早期発見・早期治療体制の充実（健康推進G）

母子保健法による乳幼児健診・健康相談等の母子保健事業を実施し、早期発見、早期治療に努めます。

●目標2：療育体制の充実（障害福祉G）

障がいの早期発見、各種相談、情報提供等について、市の保健福祉部門や教育委員会、私立幼稚園等の関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。

●目標3：特定健康診査などの推進（健康推進G、国民健康保険G）

生活習慣病を予防するため、特定健康診査などの受診を勧奨し、受診結果において生活習慣の改善が必要な方には保健指導を実施します。また、要医療者には医療機関への受診勧奨を行います。

◇ 施策の確保のための方策

(1) 障がいの早期発見

母子保健法による各種健診の実施やのぞみ園等との連携により、障がいの早期発見、早期治療、早期療育に結びつくよう支援に努めます。

また、健診の未受診者には、電話及び訪問等により健診等の勧奨や相談等を行い、未受診者のフォローに努めます。



3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）

◇ 現状と課題

障がい者等に関する医療については、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減、除去を図るための医療制度や医療費助成制度があり、これらの制度は、障がいの発生予防をはじめ、障がいの軽減、除去、健康の保持、増進に極めて大きな役割を果たしています。

また、近年の医療技術の進歩により、従来、入院あるいは通院によってしか受けられなかった医療を在宅でも受けられるようになってきたことから、保健・医療・福祉が有機的な連携を図り、在宅での生活を支援していくことが大切です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者等の心身の機能低下を防ぐため、障害福祉サービスや医療費負担軽減のための公費負担制度の周知に努めます。

●目標 1：医療費等に関する制度の周知（障害福祉 G、年金・長寿医療 G）

自立支援医療の給付制度及び重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。

●目標 2：障害福祉サービスの周知と利用の促進（障害福祉 G）

在宅療養者の身体機能の維持向上を図るため、障害福祉サービスの周知と利用の促進に努めます。

◇ 施策の確保のための方策

（1）医療費等に関する制度の周知

自立支援医療の給付制度及び重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。

（2）機能訓練等の利用の促進

在宅療養者の身体機能の維持向上を図るため、医療機関及び各関係機関、施設等と連携し、機能回復訓練の利用を促進します。

4. 難病施策の充実

◇ 現状と課題

「難病」は、医学的に明確に定義された病気の名称ではありませんが、昭和47年に当時の厚生省の難病対策要綱において、「(1)原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されています。

障害者総合支援法においても、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者等の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、これを障害福祉サービス等の対象とし、患者及びその家族の生活の質（QOL）の向上や家族の介護負担の軽減等を図ることとしています。

難病への対策は、今後も北海道が地域における難病患者等に対する相談、保健指導、医療給付等を行っていきませんが、市としても北海道と連携を図りながら、各種相談・情報提供等を行い、難病患者等の方やその家族への支援を図ります。

◆ 施策の基本的方向

難病患者等の方やその家族に対し必要な情報を提供するとともに、在宅福祉サービスの提供に努めます。

●目標1：障害福祉サービス制度の周知（障害福祉G）

難病患者等の方やその家族の介護負担を軽減するため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス制度の周知に努めます。

●目標2：助言指導体制の充実（障害福祉G）

北海道胆振総合振興局と連携を図りながら難病患者等の方やその家族に対し、保健・医療・福祉情報等を提供するとともに、助言指導等の体制の充実に努めます。

※ 平成27年1月1日から、障害福祉サービス等の対象となる疾病が130から151に拡大されました。

◇ 施策の確保のための方策

(1) 障害福祉サービス等に関する制度の周知

障害福祉サービスや相談支援、補装具のほか、日常生活用具や移動支援、日中一時支援などの地域生活支援事業の給付制度の周知に努めます。